

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 9 年 6 月 1 2 日

県 土 整 備 部

陳 情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 り 組 み 状 況
29年-17 (H29.5.30)	県 土 整 備	県道倉吉鹿野線の街灯に係る調査について 個人 (倉吉市)	【県道鳥取鹿野倉吉線】 『道路照明の整備』(道路企画課) ○道路管理者が設置する道路照明は、交通事故の防止を図ることを目的としており、維持管理費の低減を念頭において設置を検討することとしている。 ○“連続照明”を行う箇所は交通量の多い(交通量 25,000 台/日以上)市街部道路に限定し、これ以外の場所では信号機設置交差点、長大な橋梁、横断歩道設置箇所や事故が多発しているなどの夜間の車両通行上特に危険な箇所に、“局部照明”を設置することとしている。 ○倉吉駅から倉吉消防署、三朝ロイヤルホテルを経て三朝町役場に至る県道の交通量は下記のとおり。(平成 22 年交通センサスより) ・県道倉吉青谷線_倉吉市八屋 16,357 台/日 ・県道鳥取鹿野倉吉線_倉吉市広栄町 8,903 台/日 ・県道鳥取鹿野倉吉線_三朝町大瀬 9,250 台/日 ○倉吉駅から倉吉消防署、三朝ロイヤルホテルを経て三朝町役場に至る区間では、“局部照明”として主に信号機設置交差点や横断歩道設置箇所などに道路照明を設置し、既に 48 箇所の設置が完了している。 ○車両や歩行者等の交通量が少なく周辺環境が暗い場合においても、平均路面照度は 10 ルクス以上を確保することが望ましいとされており(道路照明施設設置基準・同解説_(社)日本道路協会))、局部照明においては当基準を満足するよう整備している。 ○歩道未整備、あるいは歩道の起伏が激しく歩道利用が不便となっている県道鳥取鹿野倉吉線_大原橋～三朝ロイヤルホテルの区間において歩道整備事業を実施中である。